

みんなでまもりつづける。羊蹄山と湧き水のまち 京極



広報

きょうごく

Public information Kyogoku

5

2024
No.805



ご卒業・ご卒園おめでとう！

kyogoku Town News ニュース

3/21 小学校卒業式



3/26 保育園卒園式



ご入学おめでとう！

4/8 京極小学校入学式



4/8 京極中学校入学式



被災地石川県輪島市へ職員派遣

本年1月に発生した能登半島地震により、石川県を中心に甚大な被害が発生し、現在も復旧活動が続いています。被害に遭われました地域の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

本町では、被災地支援を行うため、職員1名を石川県輪島市に派遣しました。この派遣は、3月1日から10日までの10日間、北海道の支援職員派遣の第9陣として、主に「物資拠点運営支援」の活動をしてきました。

道路の交通規制や電気・水・トイレなどのライフラインも寸断されている場所が多く、実際に現地の状況を肌で感じた中で行った支援活動について報告します。



(地割れ)



(火災跡)



(家屋倒壊・道路遮断)

○派遣職員の声（教育委員会生涯学習課 菅井 直）

私は、北海道より被災地への派遣要請を受け、第9陣として輪島市で救援活動をしてまいりました。活動内容としては、主に物資支援業務を行いました。震災から2か月が経過してはいましたが、断水が続き、倒壊した建物が手つかずのまま、道路は地割れや隆起しており、震災の悲惨さを目の当たりにしました。

小松空港から被災地である輪島市へ向かう際にも、高速道路が通れず、一般道路を利用するも、各地で道路の亀裂や土砂崩れがあり、片側通行のため渋滞が発生していたりなど、現地に向かうだけでも困難でした。

現地については、被災地へ送られてきた救援物資の管理や避難者への物資の支給を行いました。また業務の傍らで被災地や避難所の見学をさせていただきました。

救援物資については、毎日のように各所から送られて来ていましたが物資を置くスペースの確保が難しく、在庫管理も追いついていない様子でした。東日本大震災の際に、救援物資が大量に送られてきたことにより現地の職員が対応できないというニュースを見たことがあります。まさに同じ現象が起きていました。被災状況によりますが、どこを避難所にするか、どこを物資拠点にするか、どういうレイアウトにするかを事前に想定しておいた方が良いと感じます。

また、現地の中学校の避難所を見学させていただいた際には、近年開発された「インスタントハウス」と呼ばれる簡易住宅の設置の様子など、実際の避難所風景を見ることができ大変参考になりました。防災用具についても年々、より便利なものが出てきておりますので、日ごろからアンテナを張りながら、もしもの際に備える必要があると考えます。

最後になりますが、今回の災害派遣を通して得た経験を、今後身近なところで災害が発生した場合に適切な対応がとれるよう活かしていきたいと思っております。



(物資拠点の様子)



(避難所の様子)



(インスタントハウス)

今もなお、避難所等で不自由で不安な生活を余儀なくされている方が大勢いらっしゃいます。地域の皆様のご安全とご健康、そして被災地の1日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

京極町地域おこし協力隊が着任します

令和6年5月1日から、京極町地域おこし協力隊として「且見 祐介」さんと「且見 絵理」さんが着任します。今月号では、お二人に自己紹介を含めて町民の皆さまにご挨拶をさせていただきます。

◆且見 祐介（かつみ ゆうすけ） 37歳

出身地：札幌市 趣味：スキー、キャンプなどのアウトドア

◇自己紹介

5月から地域おこし協力隊に就任する且見（かつみ）祐介と申します。札幌の専門学校を卒業して自動車の整備士として9年ほど勤務し、その後、広告業界でインターネットを活用して企業や店舗の売上増加、集客サポートを経験してきました。

◇移住してきた理由

将来、キャンプ場を開業したいと考え土地探しをしていた際に京極町を訪れ、自然環境や地元の方と接する中で「この町に住んでキャンプ場の運営をできれば良いな」と考えていました。そのタイミングで協力隊の募集をしているというお話をいただき、応募いたしました。

◇活動していきたいこと

インターネットやSNSを通して、京極町の魅力を道内外に発信し、ふるさと納税額の増加や町の認知拡大を図っていきたいと考えています。初対面だと不機嫌に見られることがありますが、そんなことは全くないので気軽に話しかけてもらえると嬉しいです。



◆且見 絵理（かつみ えり） 39歳

出身地：札幌市 趣味：ヨガ、キャンプ、観葉植物集め

◇自己紹介

皆さん初めまして！5月より地域おこし協力隊に就任する且見（かつみ）絵理と申します。アパレル店員として10年勤務後、大手ホットヨガスタジオインストラクターとして7年勤務し、フリーインストラクターとして3年経験してきました。

◇移住してきた理由

私たち夫婦の夢は、リラックスできる特別な場所としてのキャンプ場を開業することです。自分たちが求める場所を探す中で京極町を訪れた際に、町の雰囲気や空気感、人の温かさに魅了されました。ちょうどそのタイミングで協力隊募集の情報をいただき応募しました。

◇活動していきたいこと

スポーツ推進コーディネーターとして世代を超えてスポーツの楽しさをお伝えするとともに、地域の運動促進に貢献していきます。また、夫婦で新しい風を吹かせ、町の方の優しさや自然が多く残る京極町をより多くの人に知ってもらえるように、町の魅力や暮らしをSNSを通して発信していきます。町で見かけた際は気軽に声をかけていただけると嬉しいです。



地域おこし協力隊の目的

都市地域から過疎地域等へ移住し、地域活性化支援や地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図ることで、地域力の維持、強化を図っていくことを目的としています。

京極町の子育て支援の 取組について

(認定こども園保育料・副食費の無料化及び学童保育所保育料の無料化等)

本町では、これまでも子育て世帯への経済的負担軽減や子どもの居場所の充実などの子育て支援に努めているところですが、町内の全てのお子さんの健やかな成長を願い、より一層子育て世帯の経済的負担軽減や仕事と子育ての両立支援を図るため、令和6年4月から次の取組を実施いたします。

①認定こども園の保育料・副食費を完全無料化します！！

世帯の所得状況などに関わらず、0歳児から2歳児までの保育料及び、3歳児から5歳児の副食費を無料とすることで、全児童の保育料と副食費の完全無料化を実施します。

※一時預かり保育料及び1号延長保育料についても令和6年4月から無料とします。

町独自の完全無料化は、子ども及び子どもと生計を一にする保護者が、町内に住所を有し、居住していることが条件で他町村（広域）の施設を利用する子どもも対象となります。

②認定こども園で0歳児（生後6ヶ月～）の入園が可能になります！！

子育て世帯の仕事と子育ての両立を支援するため、日中保育が困難なご家庭の生後6ヶ月以降のお子さんをお預かりします。

※生後6ヶ月以降のお子さんの入園を希望する方については、事前に認定こども園との面談が必要になります。

③認定こども園でお子さんを18時30分までお預かりします！！

お仕事などの都合で、もう少しだけ長くお子さんを預けたいという要望を受けて、18時00分までであったお預かり時間を18時30分に延長して対応いたします。

④学童保育所（なかよしクラブ）の保育料を完全無料化します！！

世帯の所得状況などに関わらず、就労等により子どもの預かりが必要な全ての子育て世帯を支援するとともに、安全で安心して過ごせる子どもの居場所の確保を図ります。

お問い合わせ先：京極町認定こども園（電話42-2173） 京極町役場住民福祉課（電話42-2111）

防災行政無線 戸別受信機 について

防災行政無線戸別受信機は、非常災害や緊急事項、不特定の町民に影響が認められる事項など、皆さまへいち早くお知らせする大事な情報伝達手段となりますので、全世帯に無償貸与し設置のご理解とご協力をお願いしています。なお、転出される場合は、返還いただくこととしています。

設置済み機器の取扱いについても、今一度点検をお願いします。

(1) 戸別受信機を設置する際の留意点について

- ・冷蔵庫・テレビ・エアコン・電子レンジ等の家電の近くを避けてください。(電波の干渉を受けやすいとされます。)
- ・窓側に設置してください。
- ・湿気やほこりの多いところも避けてください。
- ・電池は定期的に交換してください。(受信機の故障につながるためです。)

(2) 受信状況が悪いときについて

- ・ケーブルはコンセントに正しく挿していますか？
- ・ケーブルは受信機本体に正しく挿していますか？
- ・受信機本体の電源は入っていますか？
- ・アンテナは十分に伸ばしてありますか？



(3) その他、お問い合わせについて

個別受信機の設置・運用から4年が経過しています。住宅環境や屋外の環境(樹木の生長や電波の干渉を受けやすい設備設置等)の変化により受信状況が悪化する場合があります。

不具合や故障等がある場合などは、役場総務課(42-2111)までご連絡をお願いします。

危険ごみの回収協力店変更のお知らせ

4月より京極町における蛍光管や乾電池の回収について、町内での協力店が変更になっています。現在の協力店は下記の表のとおりです。ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

| 協力店 | 蛍光管 | 乾電池 |
|---------|-----|-----|
| 高島電設工業 | ○ | ○ |
| A マート | ○ | ○ |
| ローソン京極店 | ○ | ○ |
| ヤマトモリ | | ○ |

お問い合わせ先 京極町役場住民福祉課環境衛生係 TEL: 0136-42-2111 (内線32)

京極町除排雪機械運転免許取得支援事業

京極町は将来的にわたって町内の除排雪体制を維持していくことを目的として、令和6年度から除排雪機械の運転に必要な免許等の取得費用の一部を補助します。

【交付申請から免許等取得までの期間について】

令和6年4月1日（月）～令和7年3月31日（月）

- ※ 上記の期間中に交付申請のうえ、免許等の取得を完了したものを補助対象とします。
- ※ 教習所等の混雑状況・免許等取得に要する期間を勘案して申請してください。

【補助対象者及び資格取得希望者の要件について】

次の「個人」または「企業等」のいずれかの要件を全て満たす方

| | |
|-----|---|
| 個人 | <ul style="list-style-type: none">・京極町に住所を有すること。・普通自動車免許を所持し、申請時に50歳未満であること。・京極町の税金及び徴収金を滞納していないこと。・免許等を取得した日の属する年度の翌年度から起算して3年を経過する日まで、京極町の除排雪業務への従事を希望すること。 |
| 企業等 | <p><企業等・雇用主の要件></p> <ul style="list-style-type: none">・京極町内に本社を置き、建設業の許可を受けていること。・直近5年間に京極町内の国道、道道、町道及び公共施設等の除排雪業務を受託実績があること。・企業等及び代表が京極町の税金及び徴収金を滞納していないこと。 <p><資格取得希望者の要件></p> <ul style="list-style-type: none">・上記の企業等に雇用されている、または雇用を予定されていること。・普通自動車免許を所持し、申請時に50歳未満であること。・京極町の税金及び徴収金を滞納していないこと。・免許等を取得した日の属する年度の翌年度から起算して3年を経過する日まで、雇用先で除排雪業務への従事を確約すること。 <p>※ 補助金の支払先は、企業（雇用主）に行います。</p> |

- ※ 上記に違反した場合及び資格取得後3年以内に免許取消し処分を受けた場合は、補助金全額の返還を求めます。

【補助対象の免許等について】

次の免許等の取得費用を補助対象とします。

- ・大型自動車免許
- ・大型特殊自動車免許
- ・車両系建設機械（整地・運搬・積込み用機械）運転技能講習

- ※ 教習所等の冬期加算金、交通費、宿泊費、食事代などは補助対象としません。

【補助金の額について】

補助金の額は、補助対象経費の2分の1（最大30万円）

- ※1 補助金の算出額に千円未満がある場合は、切り捨てた額とします。
- ※2 他の制度から補助金を受ける場合は、その額を補助対象経費から控除します。
- ※3 事前に補助申請書を提出して補助決定通知を受けていない方は、補助対象外とします。
- ※4 免許等取得後に実績報告書（添付書類あり）を本町へ提出していただき、補助金額を確定します。後日、補助金を指定口座へご入金します。免許等取得前に補助金のお支払い（前金払い）はしません。

【例1】

大型自動車免許、大型特殊自動車免許及び車両系建設機械運転技能講習を取得した場合

$$\begin{aligned} \text{補助対象経費（取得費用）} & 573,880\text{円} \times \text{補助率} 1/2 \\ & = 286,940\text{円} \rightarrow \text{補助金の額} 286,000\text{円} \end{aligned}$$

【例2】

大型特殊自動車免許及び車両系建設機械運転技能講習を取得した場合

$$\begin{aligned} \text{補助対象経費（取得費用）} & 195,600\text{円} \times \text{補助率} 1/2 \\ & = 97,800\text{円} \rightarrow \text{補助金の額} 97,000\text{円} \end{aligned}$$

当該補助制度のご活用をお考えの方は、下記担当課までお気軽にご相談ください。申請書類は建設課窓口のほか、京極町ホームページから取得することができます。

京極町役場 建設課（電話0136-42-2111）

ま ち の 事 件 簿

事 件

- 3月中、京極町では、犯罪の認知がありませんでした。

事 故（事例）

- 3月12日、町道において車両同士の正面衝突事故が発生しました。

令和6年3月末 交通事故発生状況

| | 6年 | 5年 |
|----|-----|-----|
| 人身 | 1件 | 1件 |
| 物損 | 16件 | 14件 |
| 死者 | 0人 | 0人 |

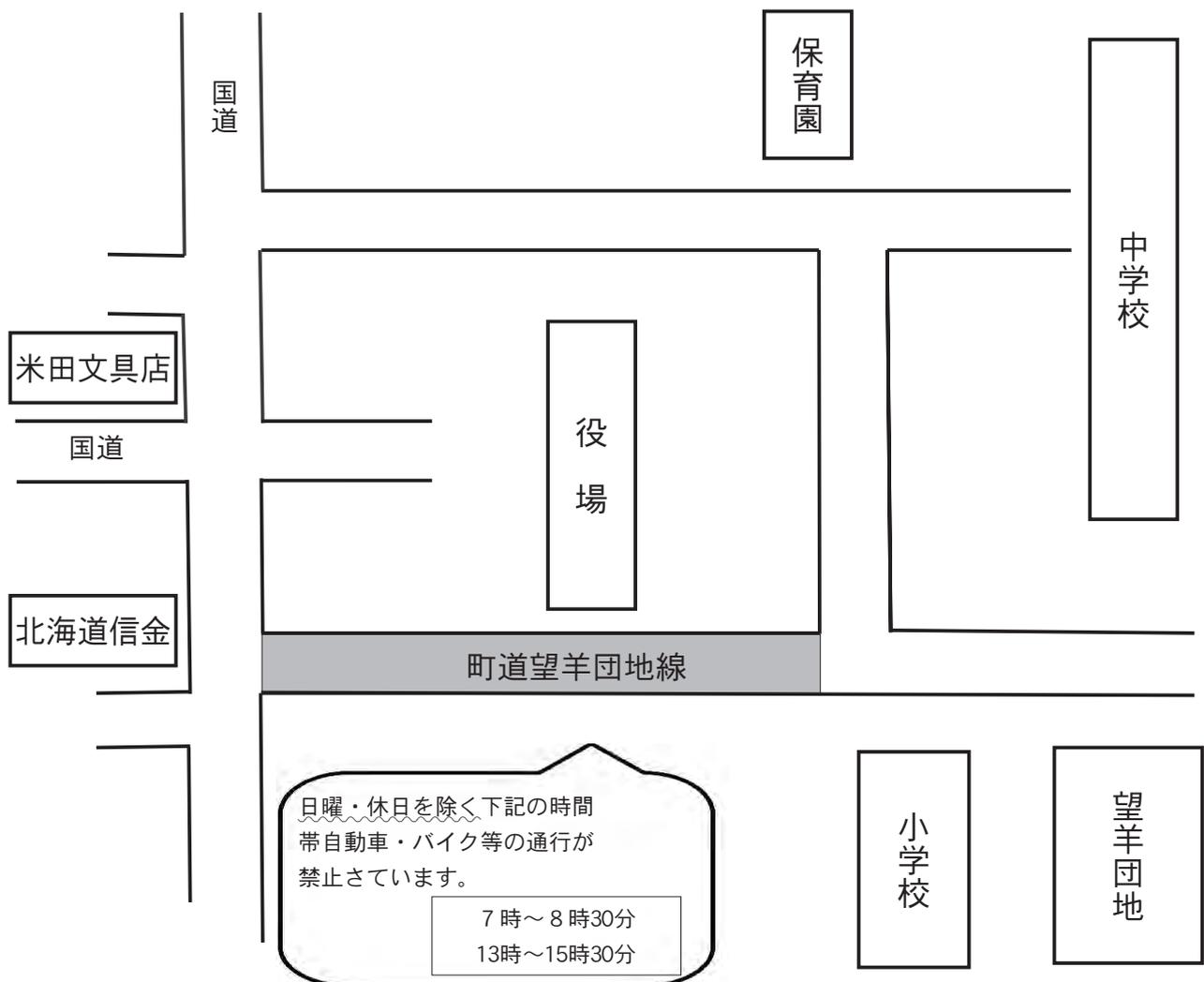
京極町地域安全協会
倶知安警察署

町道望羊団地線の一部は車両の通行が規制されています

京極小学校が、現在地に新築移転して以来、児童通学路の安全確保のため町道望羊団地線の一部（下図のとおり）が、登下校の時間帯（日曜、祝日を除く）は、車両の通行が禁止となっています。付近には、「指定方向外通行禁止」の標識が設置されており、通行禁止時間帯に通行をする場合は、警察署で発行される「通行許可証」が必要となり、手続きが必要です。

車両通行の規制以降、現在に至るまで人身事故等の発生がないことは何よりです。これも、地域の皆様のご協力と交通安全指導にご尽力をいただいております京極駐在所や町交通安全協会、町健全育成会をはじめ関係機関や団体、小中学校の子どもたちを交通事故から守る取り組みのおかげです。

これからも、町道望羊団地線を含め、引き続き子どもたちを交通事故から守る取り組みに皆様のご理解とご協力をよろしくお願い致します。



〈お問い合わせ先〉 教育委員会学務課 TEL：42-2700

生ごみ減量の取り組みにご協力ください

生ごみは水分を多く含んでいます。ごみを出す前に水切りなど、一手間かけることで量を減らすことができます。

以下のとおりご家庭でできる生ごみ減量の取り組みについてお知らせしますので、ご協力をお願いします。

●生ごみの水切り

生ごみの約80%は水分で、悪臭や腐敗の原因となります。捨てる前にひとしぼりして、ごみの減量につなげましょう。ひとしぼりするだけで、水分量が平均約10%減ります。

◆しぼり方

- ・水切りネットを三角コーナーの底で押してしぼる。
- ・水切り紙袋を使う。
- ・しぼれる三角コーナーを使う。 など



●生ごみ堆肥化容器（コンポスト等）の購入費助成

町では、生ごみ減量化を推進するため、生ごみ堆肥化容器（コンポスト）及び電動生ごみ処理機購入の際に助成を行っています。

家庭から出される生ごみを良質な堆肥にして、家庭菜園やガーデニングで有効活用しましょう。

※登録販売店については申請の際にお伝えします

○対象（いずれも町内の登録販売店で購入するものが対象となります）

①生ごみ堆肥化容器（コンポスト）

補助率：購入費の8割以内（助成限度額 6,800円）【1世帯通算2個まで】

②電動生ごみ処理機

補助率：購入費の5割以内（助成限度額50,000円）【1世帯通算1台まで】

※令和5年4月から、すでに助成金の交付を受けた方かつ交付から10年経過した方について、再申請(コンポスト、処理機それぞれ1回ずつのみ)ができるようになりました。(対象者がすでに申請なしで購入したものは対象外です)金額は以下のとおりとなります。

①生ごみ堆肥化容器（コンポスト）再申請

補助率：購入費の4割以内（助成限度額 3,400円）【1世帯通算1個まで】

②電動生ごみ処理機再申請

補助率：購入費の3割以内（助成限度額 30,000円）【1世帯通算1台まで】

昔購入して買換等を検討している方や申請したかわからないけど興味があるといった方は是非下記のお問い合わせ先までご連絡下さい。

○申請手続

助成金を申請する方は、印鑑をお持ちのうえ、役場住民福祉課窓口で「助成金交付申請書」「納税確認同意書」を提出し、「助成金交付決定通知」を受けてください。（様式は窓口と町ホームページにあります）

○購入方法

「助成金交付決定通知」を登録販売店へ提示し、購入の申し込みをしてください。

※購入する前に申請をお願いします。申請の前に購入したコンポスト、電動生ごみ処理機については助成の対象外となりますのでご注意ください。

お問い合わせ先：京極町役場住民福祉課環境衛生係 TEL：0136-42-2111

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 保険料率の見直しについて ～

■保険料率が変わります

被保険者の皆さまにお支払いいただく保険料は、2年ごとに定める保険料率をもとに決めることになっています。令和6・7年度の新しい保険料率は、次のとおりです。

●均等割
(被保険者が等しく負担)

| | | |
|----------------------------|---|-----------------------------------|
| 令和4・5年度 (年間) 51,892円 | → | 令和6・7年度 (年間) 52,953円 (1,061円増) |
|----------------------------|---|-----------------------------------|

●所得割
(被保険者の所得に応じて負担)

| | | |
|---------------------------|---|-------------------------------------|
| 令和4・5年度 (年間) 10.98% | → | 令和6・7年度 (年間) 11.79%※ (0.81ポイント増) |
|---------------------------|---|-------------------------------------|

※令和6年度の賦課のもとになる所得金額が58万円を超えない方については、令和6年度の所得割率を10.92%として算定します。

●賦課限度額
(1年間の保険料の上限額)

| | | |
|-------------------------|---|-------------------------------|
| 令和4・5年度 (年間) 66万円 | → | 令和6・7年度 (年間) 80万円※ (14万円増) |
|-------------------------|---|-------------------------------|

※「令和6年3月末日までに75歳に到達して資格取得した方」及び「障害認定で資格取得した方」については、令和6年度の賦課限度額を73万円とします。

■保険料率に関する制度改正があります

- すべての国民が、年齢に関わりなく負担能力に応じて医療保険制度を公平に支え合うことを目的として、制度改正が行われました。
- この制度改正の影響を受け、被保険者の皆さまに負担いただく保険料は増加することとなりました。

～制度改正の内容～

- ・現役世代の負担を減らすため、後期高齢者負担率の設定方法が見直されます。
- ・子育てを全世代で支え合うため、後期高齢者医療制度から、出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みが導入されます。

■均等割5割・2割軽減の範囲が見直しされました

- 保険料均等割軽減のうち、5割・2割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直しされました。

【令和5年度】

| 対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額) | 軽減割合 |
|--|------|
| 43万円+(29万円×世帯の被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1) | 5割軽減 |
| 43万円+(53万5千円×世帯の被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1) | 2割軽減 |

【令和6年度】

| 対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額) | 軽減割合 |
|--|------|
| 43万円+(29万5千円×世帯の被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1) | 5割軽減 |
| 43万円+(54万5千円×世帯の被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1) | 2割軽減 |

■保険料の計算方法(令和6年度)

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

| | | | | |
|-------------------------------------|---|--|---|---|
| 均等割 【1人当たり保険料】 52,953円 | + | 所得割 【本人の所得に応じた額】 (令和5年中の所得—最大43万円) ×11.79% | = | 1年間の保険料 【限度額80万円】 (100円未満切捨) |
|-------------------------------------|---|--|---|---|

- 1年間の保険料の上限額は80万円です。
- 所得の少ない方は、世帯主や被保険者の所得に応じて保険料が軽減されます。
- 年度の途中で加入した時は、加入した月からの月額で計算します。
- 前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

～令和6年度には限度額と所得割額について【激変緩和措置】があります～

- ・「令和6年3月末日までに75歳に到達して資格取得した方」及び「障害認定で資格取得した方」については令和6年度の賦課限度額を73万円とします。
- ・令和6年度の賦課のもととなる所得金額が58万円を超えない方については、所得割率10.92%として算定します。

令和6年度の保険料額は、6月に個別にお知らせします。

■保険料の軽減について(令和6年度)

次の①～②に当てはまる被保険者の方は、保険料が軽減されます。

①均等割の軽減

軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。

被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

昭和34年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

| 対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額) | 軽減割合 | 年間の均等割額 | 前年度比 |
|--|------|---------|--------|
| 43万円 + 10万円 × (給与所得者数等の数 - 1) | 7割軽減 | 15,885円 | 約318円増 |
| 43万円 + (29万5千円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者数等の数 - 1) | 5割軽減 | 26,476円 | 約530円増 |
| 43万円 + (54万5千円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者数等の数 - 1) | 2割軽減 | 42,362円 | 約849円増 |

※給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります。

- ・給与等の収入金額が55万円を超える方
- ・公的年金の収入金額が60万円(65歳未満)、125万円(65歳以上)を超える方

②被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ、均等割が5割軽減となります。(52,953円→26,476円)

※被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062

札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階

電話 011-290-5601

お住いの市区町村

京極町役場 住民福祉課保険医療係

電話 0136-42-2111

おはよう

子育て支援センター情報



京極町子育て支援センター TEL42-3000

開園時間 月～金曜日 AM9:00～11:30

閉園日 土・日曜日、祝日



♪支援室であそぼう♪



支援センターにはたくさんの遊具があり、親子でにぎわっています。まだ座れなくても遊べる遊具もあるので、みんなたくさん遊びに来てね♪



☆幼児交流倶楽部はる組☆

みんなが楽しく遊んできた、幼児交流倶楽部が3月末の閉級式をもって終了しました。1年間で、みんなとっても大きくなりました♪



はる組では、みんなで手足型を取り、大きな木にたくさんの花を咲かせました☆

5月の行事カレンダー

◇親子ピクス教室～子育て支援センター… 15日(水)・22日(水)・29日(水)・31(金)

◇ベビーピクス教室①～子育て支援センター… 24日(金)

時間はすべて
10:00～11:00です♪



まちの高齢者を支える拠点

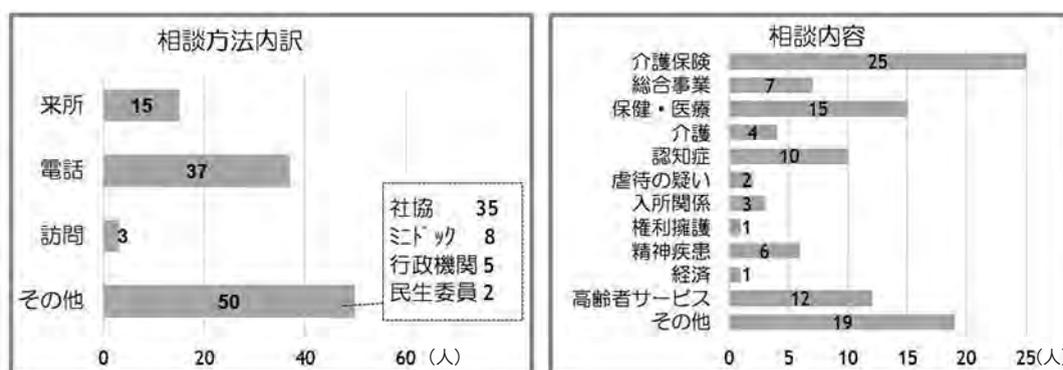
地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点です。

京極町では町から社会福祉協議会が委託を受けており、福祉センターに事務所があります。歳を重ねても住み慣れた京極町で暮らしていけるように、ご本人やご家族、地域のみなさまから受けたご相談を、適切な機関と連携して解決に努め、高齢者やご家族を支えます。

地域包括支援センターでは保健師、社会福祉士、介護支援専門員の3職種の職員が担当地区を決め、さまざまなご相談に応じたり65歳以上の方を訪問し、お元気で暮らして行くための助言などを行っています。

昨年度は105人の皆様からのご相談をお受けしました。ご自身のこと、ご家族のこと、お友達のこと、ご近所のお知り合いのことなど心配なことや相談にのってほしいことなどがございましたら、下記までお気軽にご連絡ください。ご相談いただいた内容は守秘義務を順守いたします。ご相談にはお電話や福祉センターへの来所、訪問などご希望の方法で対応いたします。



【兼松担当地区】
南本通り・二丁目・旭町
東団地・東春日・四区
三崎・七区・南京極
更生・共栄1・共栄2
松川

【後藤田担当地区】
駅前・本通り・報徳
二条通り・三条通り
望羊団地・三崎116
あけぼの団地・375
三区・京極・末次・錦
北岡・軽川・中野

【矢倉担当地区】
新京極・一条通り・一八
ときわ・第2ときわ
第3ときわ
ふきだし・川西・芙蓉
十区

地域包括支援センターだより

電話／0136-55-8615 (24時間対応・土日祝日、夜間は携帯電話に転送あり)
相談専用メール／soudan65@kyougoku-shakyo.or.jp



今月の生涯学習情報

生涯学習センター・湧学館 電話 42-2700・公民館 電話 42-2203・総合体育館 電話 42-2075

◆ 5月 【図書利用時間 10:00~18:00】

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----|----|----|-----|----|----|----|
| | | | 5/1 | 2 | 3 | 4 |
| 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 |
| 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 |
| 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | |

■ 図書休館日 ○ イベント開催日

図書講座「平家物語読書会」 中止のお知らせ

5月4日(土)・18日(土)に予定しておりました
図書講座「平家物語読書会」は都合により中止となりました。

皆さまには多大なご迷惑をおかけすることとなり大変申し訳ございません。

中止となった図書講座「平家物語読書会」は
後日改めて開催する予定ですので
日程が決まり次第、再度お知らせいたします。



こどもの読書週間今年のテーマは

ひらいてワクワク めくってドキドキ

4/23(火)~5/12(日)

北海道立文学館のミニ巡回展示

「花-文学の中にさく四季の花」にちなんで

- 花に関する絵本や児童書の展示
- 花のしおりを作ろうコーナー

をご用意しています。



おとなも
こどもも

さらに期間中は
貸出冊数無制限!!



お子さま対象 おはなし会

5/18(土) 11:00~

場所: 幼児室(図書室内)

《申し込み不要》

お時間は10分~20分ほどの予定です
大型絵本や紙芝居など

何度来ても楽しめます♪



5月の展示 毎日が記念日

365日毎日に記念日が存在しています。
それぞれの記念日に意味や由来があり、
面白い語呂合わせも! 今月は記念日に
関する本を集めました。

5/1

5/31

5/12 愛犬の日

5/29 幸福の日

5/5

こどもの日は湧学館へ行こう!

13:30 お楽しみ映画上映会

「おしりたんてい コズミックフロント」
(50分)

※入場受付は13:15~

13:40まで

湧学館 2階 視聴覚室

(予約不要) 先着98名まで

5/5(日)は10:00~18:00

図書室臨時開館します。



「湧水塾」に入会しませんか!

町内にお住いの60歳以上の方、京極町「湧水塾」
に入会して、健康で生き生きと楽しく学びませんか。

当塾は、生活や文化に関する学習会、運動教室、
軽スポーツによる交流会、幼児や小学生との世代
間交流会、見聞を広めるための道内研修などを開
催しています。

多くの皆さんの入会を心よりお待ちしております。

活動期間 4月~12月

活動場所 湧学館・公民館

対象 町内にお住いの60歳以上の方

※現在36名の方が参加されています。

年会費 2,000円

※道内研修にご参加される場合は、宿泊費
などを別途ご負担いただくこととなります。

申込方法 年会費をご持参の上、教育委員
会までお越し下さい。

申込期間 **随時受け付けております。**

申込 教育委員会 生涯学習課
(TEL:42-2700)



今年も新たな知識を

楽しみながら身に着けよう!

内容が変更になる場合がございます。詳しくはHPでご確認ください。

《 新刊のご案内 》



[しあわせの輪]
群 ようこ／著



[め生える]
高瀬 隼子／著



[風に立つ]
柚月 裕子／著



[時の睡蓮を摘みに]
葉山 博子／著



[奔流]
広野 真嗣／著



[さあはじめよう!
オーディオのある暮らし]
飯田 有抄／文



[老いの上機嫌]
樋口 恵子／著



[牛乳さえあれば]
小松 友子／著



[直紀とふしぎな庭]
山下 みゆき／作



[エグい星ずかん]
渡部 潤一／監修



[石は元素の案内人]
田中 陵二／文・写真



[おかずだって
はらがへるのです]
山崎 たかし／さく

その他の新刊一覧は〔湧学館ホームページ <http://lib-kyogoku.jp>〕からご覧ください。



◆湧学館コラム◆

＜「塞王の盾」と京極家＞ 「平家物語を読む会」村山功一



直木賞受賞作『塞王の盾』は、私たち京極町民にとって縁の深い作品でもあります。物語は、戦国末期に活躍した石垣造りの名工集団“穴太衆(あのうしゅう)”と当代随一の鉄砲造り集団“国友衆(くにともしゅう)”,その双方の当主の息詰まる対決を描いています。＜絶対に崩れない石垣＞と＜破壊出来ないものはない鉄砲＞の、まさに“矛と盾”の対決です。その緊迫した展開は読者を“今村ワールド”に引き込みます。

琵琶湖畔の要衝に位置する大津城は、豊臣家と徳川家の双方から狙われる存在です。城主京極高次は城の強化を決意し、石垣の修築工事を塞王と呼ばれる穴太匠介(穴太衆)に依頼しますが、そこで描かれる京極家の姿は、私たちに大きな感動を与えてくれます。特に高次の奥方、初の行動に匠介は強く心を打たれます。工事が始まり、炊き出しの場では下女たちに混じって働く初の姿がありました。匠介は「奥方のきまぐれ」と考えていましたが、着物が泥だらけになるのも構わない奥方の振る舞いを見た時、また改めて感じる雰囲気「京極家の人々は異常なのではないか」とつぶやきます。なぜ“異常”なのか。当時厳然としてあった“身分の垣根”が全くなかったからです。この時代の常識を遥かに超えた京極家のおおらかで明るく屈託のない雰囲気を異常と感じたのです。それは驚きと同時に、最大級の賛辞でもあったはずで。

以上は作家今村翔吾が描いた京極家の風景です。しかし私は現実に近いように思うのです。

父の代で没落しかけた京極家を“蛸大名”と揶揄(やゆ)されながらも立派に立て直し、名門京極家を現代に伝えた高次は、中興の祖として、また名君として讃えられるべき人物と思います。高次、初夫妻の人柄が作りだしたおおらかで明るい雰囲気は、家風として受け継がれ今に至っていると考えると、縁あって京極を町名とする私たちにとって、この作品は特別な思いを与えてくれるように思います。ワクワク感と、ほのぼの感を同時に楽しめる一冊。ぜひ、ご一読を。

『塞王の盾』今村翔吾／著・集英社 ※町名の由来である京極高德氏は京極家の第26代当主、京極高次氏は第17代当主にあたります。



のはなし



個人住民税の特別徴収
についてのご質問は役
場税務課までどうぞ！

給与所得者の個人住民税は特別徴収で納めなければなりません

(1) 「個人住民税の特別徴収」とは？

- ▶ 所得税の源泉徴収と同じように、事業主（給与支払者）が毎月従業員に支払う給与から個人住民税額を差し引き（給与天引きし）、従業員（納税義務者）に代わって納入する制度のことです。



(2) 「個人住民税の特別徴収」は、必ずしなければならないのか？

- ▶ 従業員（納税義務者）が前年中に給与の支払いを受けており、かつ当年の4月1日の時点で給与の支払いを受けている場合は、個人住民税を特別徴収するよう法律により原則義務づけられています。（地方税法第321条）
ただし、以下の場合は例外として普通徴収が認められます。

- | | |
|----------------|--------------------|
| ①給与から税額が引ききれない | ②他の事業所で特別徴収を実施している |
| ③給与の支払いが不定期 | ④事業専従者（農業など） |
| ⑤パート従業員や季節労働者 | ⑥当年の5月末日までに退職予定 |

(3) 従業員の少ない事業所でも、特別徴収しなければならないのか？

- ▶ **従業員数を問わず、原則特別徴収をしなければなりません。**ただし、従業員が常時10人未満の事業所については、市町村に申請して承認を受けることにより、年12回の納期を年2回にする制度（「納期の特例」）を利用することができます。

(4) 従業員の就退職の回数が多いので、普通徴収にしたいのだが？

- ▶ 法令により定められているため、事務が繁雑であることを理由にして普通徴収にすることはできません。また、従業員の希望であっても普通徴収にすることもできません。

(5) 中途就職の従業員が特別徴収を希望してきたが？

- ▶ 新年度の特別徴収は6月給与分から開始となります。従業員の特別徴収の決定は前年分の給与支払報告書に基づいて特別徴収を行っていますが、年度途中で就職された方が特別徴収を希望された場合もご相談に応じますので、税務課までご連絡ください。

〈お問い合わせ先〉 役場税務課 TEL：42-2111 内線35

5月31日（金）は「軽自動車税」「固定資産税」第1期の納期限です。

「健康な毎日は健康なお口から！」



貞村管理栄養士

歯と口は、食べること、話すこと、いきいきとした表情をつくったりと、健康で豊かな毎日を支えるためにどの年代でも大切な役割を持っています。今月号では、歯周病について詳しくお伝えします。



歯周病は歯を失う原因の第1位！

歯を失う主な原因は、1位：歯周病、2位：むし歯です。どちらも気がつかないうちに進行して、歯を失う原因となるとともに、全身にも悪影響を及ぼします。



お口だけじゃない！歯周病を放置すると全身疾患のリスクが…

歯周病の原因の歯周病菌は、歯ぐきに炎症を起こして毛細血管を壊します。そこから歯周病菌や歯周病菌を出す毒素などが血液に侵入し、全身に散らばります。



歯周病が発症・悪化させる病気

- ・脳卒中
- ・認知症
- ・誤嚥性肺炎
- ・心臓病
- ・肝臓病（非アルコール性脂肪肝炎）
- ・糖尿病
- ・早産、低体重児出産
- ・骨粗しょう症
- ・関節リウマチ

など



歯周病のセルフチェック！ 1つでもチェックがいたら早めに歯科医院に相談を！

歯周病のセルフチェック

- 朝起きたとき、口の中がネバネバする
- 歯みがきをすると、歯ぐきから出血する
- 歯と歯の間に食べ物がはさまりやすい
- 歯ぐきが腫れている
- 歯ぐきが赤黒い
- 歯ぐきを触るとヒリヒリする
- 歯がグラグラする
- 口臭が気になる

お口のトラブルの早期
発見・早期治療に…

半年に1回は
歯科健診を！



歯科健診の受診券を発行！（成人歯科健診事業）

令和6年4月1日現在の年齢が20歳、30歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の方に対し、歯科受診や定期受診へつながることを目的に、町内の歯科医院で利用できる歯科健診受診券を発行しています。利用方法は以下のとおりです。





119番通報は 焦らず はっきり 正確に



1 町村名から正しい場所を伝えてください

▶ 町内会の名称をお答えする方がいて、正確な出勤場所の聴取に時間がかかる場合があります。町村名がわかった段階で、予告指令が出され隊員は出勤準備をしています。

2 救急車を要請する際は119番通報してください

▶ 消防署京極支署に通報すると出勤隊員が電話対応することとなり、出勤が遅れることがあります。

3 質問には可能な限り答えてください

▶ 救急車を要請した際に病院を手配するための必要な情報となります。通報段階でDrヘリを要請できれば、早期に高度な医療を受けられる場合があります。



こんなときは
迷わずに119番

- 意識がない
- 胸が激しく痛む
- 突然の激しい頭痛
- 身体の半分が痺れる・動かない
- 吹き出るような出血 など



準備しておいた方が
いいもの

- 健康保険証・診察券
- おくすり手帳
- 普段飲んでる薬
- 救急医療情報キット
- お金 など



聴覚障害をお持ちの方は、FAX119及びNET119も指令センターで受け付けています。ご利用の際は事前登録が必要となりますので、消防署京極支署へ問い合わせ願います。



消防への通報・連絡は下記まで

火事・救急・救助 (指令センター) 局番なし119番
 災害案内専用電話 (自動音声) 22-6655番
 その他お問い合わせ (消防署京極支署) ☎42-2303番

羊蹄山ろく消防組合ホームページ
<https://www.yotei-fd.jp/> (羊蹄山ろく消防組合)





農業委員会からののお知らせ

農業委員会

農業委員会の総会は、毎月第4木曜日開会予定となります。
・5月の予定日時

日時 5月23日(木)

午後1時30分

(農繁期等により日時変更を行うことがあります。)

総会案件については、開会日時の2週間前までに地区担当委員に申し出てください。

後志歯科医師会

ゴールデンウィーク休日当番表について

休日当番表

(5月3日～5日)

余市支部

5月3日(金) いたう歯科

TEL 0135(22)10001

5月4日(土) 森川歯科医院

TEL 0135(32)3653

5月5日(日) みずの歯科

TEL 0135(22)2030

羊蹄山麓支部

5月3日(金) 喜茂別歯科

TEL 0136(31)2511

5月4日(土) ニセコ歯科

TEL 0136(43)2225

5月5日(日) ロイヤル歯科

TEL 0136(22)5585

岩内支部

5月3日(金) みずの歯科医院

TEL 0135(62)2535

5月4日(土) にしざき歯科医院

TEL 0135(62)1155

5月5日(日) 泊村歯科診療所

TEL 0135(75)2742

お問い合わせ先

とみさわ歯科 中村 衛

TEL 0135(22)1511

企画振興課

お詫びと訂正

(広報きょうごく4月号)

令和6年3月26日に発行した広報きょうごく4月号の一部に誤りがありました。訂正してお詫び申し上げます。

誤↓P30 お誕生日おめでとうございませう

勝世 絢斗さん

令和5年2月20日

正↓P30 お誕生日おめでとうございませう

勝世 絢斗さん

令和6年2月13日

農業委員会からののお知らせ

農地移動の状況 (令和5年4月～令和6年3月)

(面積：㎡)

| 月 | 農業経営基盤強化促進法利用集積計画 | | | | | | | | 農地法 | | | | | | | | 現況証明(件) | 離世帯数(戸) | | | | | | | | |
|----|-------------------|---------|----|----|-----|---------|---------|---------|---------|----|------|----|-------|-------|--------|---------|---------|---------|------|-------|------|--------|---------|----|---|---|
| | 売買 | | 贈与 | | 賃貸借 | | 使用貸借 | | 3条売買 | | 3条贈与 | | 3条賃貸借 | | 3条使用貸借 | | | | 4条転用 | | 5条転用 | | 18条合意解約 | | | |
| | 件数 | 面積 | 件数 | 面積 | 件数 | 面積 | 件数 | 面積 | 件数 | 面積 | 件数 | 面積 | 件数 | 面積 | 件数 | 面積 | | | 件数 | 面積 | 件数 | 面積 | 件数 | 面積 | | |
| 4 | 5 | 123,853 | | | | 13 | 284,436 | 1 | 254,338 | | | | | | | 1 | 166,855 | | | | | 3 | 35,216 | | 1 | |
| 5 | | | | | | 4 | 249,366 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | 3 | 60,280 | | | | 3 | 90,260 | 1 | 4,057 | | | | | | | | | | | | | 2 | 28,750 | | | |
| 7 | | | | | | | | 1 | 17,245 | | | | | | | | | | | | | 2 | 5,184 | | | |
| 8 | 1 | 19,409 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 2 | 1,386 | | | | | | |
| 11 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12 | | | | | | 1 | 28,696 | | | | | | | | 3 | 539,469 | | | | | | 1 | 28,696 | | | |
| 1 | | | | | | 3 | 85,606 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | 3 | 57,391 | | | | | 1 | 4,115 | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 1 | 61,838 | | | | 4 | 179,256 | 1 | 77,155 | | | | | 1 | 43,766 | | | | | | | | | | | 1 |
| 計 | 10 | 265,380 | 0 | 0 | 31 | 975,011 | 4 | 352,795 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 4,115 | 5 | 750,090 | 0 | 0 | 2 | 1,386 | 8 | 97,846 | 0 | 2 | | |

退職後の国民年金の

手続について

退職後に厚生年金保険の適用事業所に再就職する場合は、引き続き厚生年金保険に加入しますが、それ以外の60歳未満の方は、国民年金に加入するための手続が必要となります。また、退職した方に扶養されていた60歳未満の配偶者についても、同様に国民年金の手続が必要となります。

この手続を怠ると、年金額が減る場合や、年金そのものが受け取れなくなる場合がありますので、必要な手続を行ってください。

■国民年金の

第1号被保険者となる場合

60歳未満で、自営業者およびその配偶者など（厚生年金保険や共済年金に加入する方やその被扶養配偶者以外の方）となる場合には、国民年金の第1号被保険者になります。

この場合には、住所地の市区役所または町村役場の窓口で国民年金の第1号被保険者となるための手続が必要です。この手続には、マイナンバーまたは年金手帳等基礎年金番号がわかる書類を用意し、「国民年金第1号被保険者資格取得届」を提出します。

提出期限は退職日の翌日から14日

以内で、本人または世帯主が提出します。

令和6年度の第1号被保険者の保険料は月額16,920円です。

保険料については、前納制度や、口座振替で納付すると保険料が割引になる制度（早割制度）があります。また、保険料の納付が困難なときは、保険料の免除制度があります。

■国民年金の

第3号被保険者となる場合

厚生年金保険や共済組合などに加入している被保険者（65歳以上70歳未満で老齢または退職を理由とする年金の受給権を有する人は除く）に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者は、国民年金の第3号被保険者となります。

この場合には、配偶者の勤務している事業所を管轄する年金事務所に、「国民年金第3号被保険者関係届」を提出します。この届書の提出には、非課税証明書などの収入確認のための書類とマイナンバーまたは基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

なお、控除対象配偶者となっている方については、事業主の証明により、収入確認のための書類の添付を省略することができます。

また、マイナンバーまたは基礎年金番号は、事業主が届書に基礎年金

番号や氏名が正しく記入されていることを確認すれば年金事務所への添付を省略できます。ただし、氏名変更を伴う第3号被保険者の届出は年金手帳の添付が必要です。

届書の提出期限は、被扶養者に該当した日から14日以内で、事業主（健康保険組合の場合は組合）経由で提出します。

第3号被保険者の保険料は、配偶者が加入している厚生年金保険や共済組合などから拠出されますので、個別に保険料を負担する必要はありません。

■国民年金の

任意加入被保険者となる場合

60歳以上65歳未満で、老齢給付の受給資格期間が不足しているか、満額の老齢基礎年金が受けられない場合には、国民年金の任意加入被保険者となることができます。

また、65歳以上70歳未満で、老齢給付の受給資格期間が不足している場合にも、任意加入被保険者（特例任意加入被保険者）となることができます。

任意加入の手続は、住所地の市区役所または町村役場の窓口で行います。マイナンバーまたは基礎年金番号がわかるものを持参し、ご本人が手続をしてください。

任意加入被保険者の保険料は、国

民年金の第1号被保険者と同じですが、保険料の免除制度はありません。また、65歳以上の特例任意加入被保険者は、付加保険料の納付はできません。

なお、任意加入被保険者の場合、保険料の納付方法は原則として口座振替になります。

くわしくは、役場住民福祉課または、小樽年金事務所国民年金課
TEL 0134(33)5026
までお問い合わせください。

小樽年金事務所出張相談をご利用ください

住民福祉課

●開設日時

5月22日（水）

午後1時～午後5時

●開設場所

後志労働福祉センター

（倶知安町南1条東1丁目）

●予約申込受付

小樽年金事務所お客様相談室

TEL 0134(33)5026

午前8時30分～午後5時

（土・日・祝日を除く）

・ご予約を受付の際には、相談者及び配偶者氏名、基礎年金番号、電話番号、相談内容について確認させていただきます。

令和6年度採用の
自衛官募集の案内

総務課

| 募集種目 | 受験資格 | 受付期間 | 試験期日 |
|--------|--|----------------------|--|
| 予備自衛官補 | 一般 18歳以上52歳未満の者 ※細部については、倶知安地域事務所にお問合せください。 | 6月1日(土)～ 9月19日(木) | 令和6年9月21日(土)～10月7日(月) ※いずれか1日を指定されます。 |
| | 技能 18歳以上で国家免許資格等を有する者(資格により年齢上限は53歳～55歳未満)※細部については、倶知安地域事務所にお問合せください。 | | |

詳しくは次にお問い合わせください。

自衛隊札幌地方協力本部

TEL 0136(23)3540

倶知安地域事務所

★各町村役場担当窓口又は左記の自衛官募集相談員

京極町字京極 村上 敦

TEL 0136(42)2543



ほしみなみ 星 湊心ちゃん



三崎 (5月16日)
祐亮さん=友紀さん

湊心1歳おめでとう♡
我が家に来てくれて
あっという間に1年!
食べるの大好き、素敵
な笑顔でどんどん成長
していく湊心を見られ
て毎日幸せです。お姉
ちゃんと仲良く元気に
大きくなってね。

6月は「外国人雇用啓発月
間」です

企画振興課

国内で就労している外国人は多数
おりますが、その就労状況を見ると、
社会保険等の未加入や適正な労働条
件が確保されていない等の問題が散
見されます。
このような状況を踏まえ、外国人
を雇い入れる際は、次の3点をご確
認ください。

- ① 就労が認められる在留資格であること
- ② 雇入れ・離職の際には、それぞれ
ハローワークに届出を行うこと
- ③ 労働保険・社会保険等の加入をは
じめ適正な雇用管理を行うこと

また、厚生労働省では労働施策総
合推進法に基づく、外国人労働者の
適正な雇用管理のための指針を定め
ておりますので、ご確認いただき、
外国人を雇用する際は、ルールを
守って適正に雇用するようお願いし
ます。

なお、お問い合わせにつきましては労
働基準監督署までお願いします。

町長
の
ご挨拶
3月

| | |
|-----|---------------------------------|
| 1日 | 後志教育研修センター組合議会 第1回定例会 |
| 2日 | 京極町パークゴルフ協会新年会総会 |
| 3日 | 後志地域まちづくり学習会 第15回村田のりとし新春の集い |
| 7日 | 議会定例会 |
| 8日 | 議会定例会 |
| 10日 | 文化協会芸能発表会 |
| 12日 | 議会予算特別委員会 |
| 13日 | 議会予算特別委員会 |
| 14日 | 京極中学校卒業式 |
| 15日 | 議会予算特別委員会 |
| 15日 | 議会定例会 |
| 18日 | 災害派遣活動報告会 |
| 19日 | 予算特別委員会 |
| 21日 | 議会定例会再開・同日閉会 |
| 21日 | 京極小学校卒業式 |
| 22日 | 第1回総合教育会議 |
| 25日 | 京極女性の会総会 |
| 25日 | 見守り体制推進協議会 |
| 26日 | 京極保育園卒園式 |
| 26日 | 交通安全指導員会議 |
| 27日 | 京極町地域福祉計画策定委員会 |
| 28日 | 北海道土地改良事業団体連合会 通常総会 |
| 29日 | 入札 |

職員の新規採用職員紹介

職員の新規採用職員紹介

職員の新規採用職員紹介

《退職》 3月31日

学務課 鳥羽 遙
建設課 多田 雄亮

《新採用》 4月1日

総務課 栩内 温人
企画振興課 福岡 空
健康推進課 花井 直人
健康推進課 橋本 紗良
産業課 高橋 蓮

羊蹄山ろく消防組合消防署

京極支署人事

《転 出》 3月31日

《喜茂別支署へ》
消防司令 守山 仁

《俱知安消防署へ》

消防司令補 長田 雄樹

《退職》 3月31日

消防士長 佐古岡 淳

《転 入》 4月1日

《留寿都消防署より》

消防司令 阿部 良秀

《消防本部より》

消防司令補 佐藤 真也

《俱知安消防署より》

消防副士長 小山内 尊光

《転 出》 3月31日

京極小学校

教諭 小山 久子

(共和町立東陽小学校教諭)

教諭 佐藤 輝記

(小樽市立朝里小学校教諭)

京極中学校

教頭 森多 伸明

《転 入》 4月1日

《江別市立江別第二中学校教頭》

京極小学校

教諭 水野 宏美

(小樽市立長橋小学校教諭)

教諭 由井 美穂

(新採用)

京極中学校

教頭 岡村 真哉

(寿都町立寿都中学校教頭)

教諭 吉野 さやか

(泊村立泊中学校教諭)



氏名：花井 直人
所属課：健康推進課

社会人21年目になりますが今年から保健師として勤務します。町民の皆さんが自分らしく生活できるよう地域保健活動に精一杯取り組みますので、よろしくお願いします。



氏名：福岡 空
所属課：企画振興課

住民の皆さま一人ひとりに丁寧に向き合い、より良い町づくりをできるよう精一杯頑張ります。よろしくお願いします。



氏名：栩内 温人
所属課：総務課

町民の皆様一人ひとりに寄り添い、京極町役場の職員として精一杯頑張っていきます。よろしくお願いします。



氏名：高橋 蓮
所属課：産業課

慣れないことばかりですが、いち早く仕事を覚え住民の皆さまが過ごしやすいよう、精一杯頑張りたいと思います。よろしくお願いします。



氏名：橋本 紗良
所属課：健康推進課

札幌市から参りました。至らない点も多いと思いますが、住民の皆様が健康的な暮らしを送れるよう、精一杯頑張りたいと思います。よろしくお願いします。

京極町行政機構

(令和6年4月1日現在)

町 長／佐古岡 秀徳 副町長／小林 哲也 教育長／中村 寿樹

| 課 名 | 課 長 | 係 名 | 係 長 | 係 |
|------------------|--------------------|----------------------|---------------------|--|
| 総務課 | 小野寺 健 | 庶務 | 貞村 俊介 | 主事 小貫 穂月 主事 高橋 瞭文 主事 鷺見 さおり 主事補 栩 内 温人 |
| | | 情報システム | 水口 裕太 | |
| | | 財政管 | 廣田 一成 | |
| | | | 石見 卓也 川崎 舞 | |
| 企画振興課 | 兼松 良充 | 企画調整 | 小林 和樹 | 主任 上野 寛朗 主事 田中 夢那 主事 高松 夕也 主事補 高福 空 (観光協会出向 山木主幹兼務) |
| | | 気候変動対策 | (企画振興課長兼務) | |
| | | 地域振興統 | 渡部 勇輝 | |
| | 主幹 山木 哲 | 商工労働観光 | (山木主幹兼務) | |
| 税務課 | 山田 光紀 | 税務 | 渡部 知世 | 主事 黒田 諒 (再任用) 畑 川 均 |
| 住民福祉課 | 笠井 祐和 (兼)学童保育所長 | 住民 | 齊藤 太貴 | 主事 小林 大祐 主事 山内 隼介 主事 木田 初音 |
| | | 社会福祉 保険医療 環境衛生 | 田中 敦司 (住民福祉課長兼務) | |
| 健康推進課 | 行 天真 江 | 高齢者福祉 介護保険 | 星 祐亮 | 主事 社会福祉士 道見 友一 保健師 駒井 香奈 保健師 花橋 直紗 保健師 本 紗良 |
| | | 健康増進 地域保健 | 貞村 朝子 長谷川 明奈 | |
| | | 農畜産 土地改良 林務 | 小貫 将仁 青木 優真 | |
| 産業課 | 菊地 史博 | 管 理 | (建設課長兼務) | 主事 眞酒谷 勇斗 (再任用) 菅 原 幸浩 |
| | | 土 木 | (北村主幹兼務) | |
| | | 建 築 | 加藤 信介 | |
| | | 車 輛 管 理 | (門田主幹兼務) | |
| | | 水 道 | 香川 将人 | |
| 建設課 | 米田 正和 | 下 水 道 | 工藤 健 | |
| | | 主幹 藤田 学 | | |
| | 主幹 北村 淳 | | | |
| | 主幹 門田 晃 | | | |
| 会計管理者 (兼)出納室長 | 山崎 孝子 | 出 納 | 萱森 卓也 | |
| 保 育 園 | 菊地 健太 | 保 育 (統括担当) | 関 大輔 | 保育士 曾我部 裕太 保育士 小野寺 菜津美 保育士 久保 有貴子 保育士 佐藤 諄太 保育士 大西 伶奈 保育士 小坂 奈那美 保育士 長谷川 朱梨 保育士 鈴木 萌夏 |
| | | 保 育 (子育て支援担当) | 吉川 みゆき | |
| | | | 佐々木 貴裕 | |
| 後志広域連合派遣 | | | | 吉田 賢人 |
| 北海道研修派遣 | | | | 長山 翔汰 |
| 労働組合専従 | | | | |

| | | | | |
|-----------|-------|-------|---------|-------------|
| 国民健康保険診療所 | | | | |
| 所 長 | 徳 洸 浩 | 医 事 | (事務長兼務) | 主事 船橋 章太郎 |
| 事務長 | 松田 修治 | 主任看護師 | 佐々木 祐子 | 看護師 有 未 美紗子 |
| 看護師長 | 藤田 朋枝 | | | |

| | | | | |
|-------|----------|-----|--------------|--|
| 農業委員会 | | | | |
| 事務局 長 | (産業課長兼務) | 農 地 | (産業課農畜産係長兼務) | |

| | | | | |
|-------|-------|--|--|------------------------|
| 議会事務局 | | | | |
| 事務局 長 | 遠藤 義弘 | | | 主事 東倉 志穂 (囑託) 貞村 俊介 |

| | | | | |
|---|-------|----------|------------------------------------|--|
| 教育委員会 | | | | |
| 学務課 長 | 高橋 俊光 | 総務学校教育 | 加藤 大貴 | 主事 下山 倅葉 |
| 指導主事 | 牧野 直樹 | 生涯学習 | 菅井 直 | 主事 山岸 健生 |
| 生涯学習課長 (兼)湧学館長 (兼)公民館長 (兼)総合体育館長 | 加藤 裕樹 | 公民館 | (生涯学習課長兼務) | |
| 給食センター長 | | (学務課長兼務) | 湧学館業務 湧学館奉仕 副センター長 給食センター | 小川 絵梨香 遠藤彰 (会計年度任用職員) (総務学校教育係長兼務) |
| | | | | 栄養士 福井 隆子 (道職員) |

| | | | | |
|----------------|-------------------------------|-----------|-------------------------------|---|
| 消防 | | | | |
| 支 署 長 主 幹 幹 | 阿 部 良 秀 高 橋 輝 樹 米 田 秀 樹 | 庶 務 | 森 田 一 成 | 庶務係主任兼消防係主任 櫻井 教記 消防団係兼広報係 鈴木 雅之 消防係兼機械係 石川 浩暉 救急係兼予防係 小山内 尊光 消防訓練係兼予防係 山本 大貴 |
| | | 消 防 団 | 子 吉 昌 仁 | |
| | | 教養訓練係 | 半 田 元 気 | |
| | | 消 防 機 械 | 東 本 伸 之 佐 藤 亮 | |
| | | 救 急 予 防 広 | 佐 藤 智 之 藤 波 知 也 佐 藤 真 也 | |
| | | | | |



* 人口や世帯の動き *

ご結婚おめでとうございます

新 郎 新 婦
 山本大貴さん 松橋 杏那さん
 町内会：駅前



おくりやみ申し上げます

| 氏 名 | 年 齢 | 死 亡 日 |
|------------------|-----|-------|
| 中村 マサさん (共栄2) | 88歳 | 3月7日 |
| 佐藤 幸雄さん (報徳) | 85歳 | 3月19日 |



人のうごき



令和6年3月末現在
()は前月との比較

| ●人 口 | ●男 性 | ●女 性 | ●世帯数 |
|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 2,745人 (-42) | 1,328人 (-24) | 1,417人 (-18) | 1,433戸 (-12) |

おえかきショーを開催しました

3/23 (土)、湧学館で似顔絵パフォーマーのおえかきっこみゆさんによる「おえかきショー」を開催しました。約30分のパフォーマンスで有名人の似顔絵クイズのほか、観客をステージに上げて似顔絵を描くなど、世代問わず楽しめるにぎやかなひと時を過ごしました。終了後には、抽選で10名の方に目の前で似顔絵を描いてもらえる抽選会を行い、おみやげ付きの楽しいイベントとなりました。



編集後記

今月の表紙は小学校の入学式の写真です。
 新しい環境となり不安な気持ちも大きいと思いますが、これから沢山のことを経験し、たくましく成長してほしいと思います。
 この時期はスピードの出し過ぎによる交通事故が多くなる季節でもあります。十分に注意して日々をお過ごしください。

